

平成21年11月2日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

東京地方裁判所判事 品 田 幸 男

私は、平成21年10月3日から同月14日までの間、中川了滋最高裁判所判事に随行し、スペイン王国（以下「スペイン」という。）及びポルトガル共和国（以下「ポルトガル」という。）に出張しましたが、その概要は次のとおりです。

第1 スペイン（10月3日から同月10日まで）

1 マドリード

- (1) 国際法曹協会（International Bar Association）（以下「IBA」という。）の年次総会への出席（10月4日から同月8日まで）

ア 開会式及びオープニングパーティー

(ア) 開会式は、10月4日午後6時から、マドリードの中心地より自動車
で20分程度の郊外にあるマドリード市立国際会議場（Palacio Municipal de Congresos de Madrid）（以下「会議場」という。）の大ホール
において、スペイン国王カルロス1世の参列を得て実施された。

司会者が「His Majesty The King of Spain!」とアナウンスすると、
約2000人の参加者一同が一斉に起立し、登壇する国王及びIBA関係者を迎える…このような厳粛な雰囲気ではじめた開会式では、IBA
会長をはじめとする主催者側の複数名からオープニングスピーチがあったほか、
日刊経済新聞として定評があるフィナンシャルタイムズの国際問題の論説委員である
氏による「新しい国際秩序に向けて～世界的不況下における地政学」と題する講演が行われ、最近

の金融危機を分析する観点から、新しく形成されつつある国際秩序の全体像を予測した上で、世界経済を安定させて将来の金融危機を避けるためには、G20がその役割を十分に果たすこととと並んで、あらゆる分野において地球規模のルールを形成し、それを発展させていくことが必要である旨が述べられた。そして、最後に国王が本年度のIBAの年次総会の開会を宣言し、開会式は終了した。

なお、前記のとおり国王が参列するという事で、会議場のセキュリティ態勢は厳重なものだった。すなわち、開会式に出席するためには事前に会議場で登録手続を済ませなければならず、他方、会議場は、開会式に向けた開場時刻の前の数時間は安全確保のため完全に閉鎖されることになっていたため、まず登録手続のためだけに会議場に赴き、身分事項等の確認を受けて名札及び資料一式を受領した後、いったんホテルに戻り、上記名札を持参の上で改めて会議場を訪れ、開会式に臨むということになった。

- (イ) オープニングパーティーは、開会式終了後、会議場から更に郊外にあるネグラレホ宮殿 (Palacio del Negrалеjo) で行われた (立食形式)。
- 19世紀に建てられたという歴史的な建物をベースにしたホテルであり、会場としては相当に広いものだったが、場所によってはすれ違うのも苦労するほど混雑しており、多数の参加者がいたことがうかがわれた。会場の一角に設けられたステージでは、フラメンコをはじめとする民族芸能が演じられるなど、にぎやかなパーティーとなった。この場で、IBAの川村明副会長や、日本弁護士連合会 (以下「日弁連」という。) の宮崎誠会長など、IBAの年次総会に出席するためにスペインを訪問中の日本の弁護士や、アメリカや韓国などの世界各国の弁護士と懇談することができた。

イ 各セッション

I B Aの年次総会の開催期間中は、会議場内の複数の部屋において、多数のセッションやフォーラムが同時併行で実施されており、出席者は、プログラムを参照して、それぞれの関心に応じて出席するセッションを決め、各部屋を順次を回ることになる。出席したセッションの中から、次の2つを紹介する。

(ア) 兵器としての子供たち～子供兵士に関する国際法の発展と、国際刑事裁判所 (International Criminal Court) (以下「ICC」という。) における第■号事件

ICCは、個人の戦争犯罪等に係る刑事責任の裁判を行う機関として2002年に発足した、史上初の常設の国際司法裁判所であり、上記の第1号事件というのは、コンゴ民主共和国 (旧ザイール) の紛争で子供兵士を戦闘に駆り出したとして戦争犯罪に問われた同国武装勢力の元指導者である■■■■氏を被告人とする裁判である。■■■■氏は、コンゴ北東部イトゥリ地区を拠点とした民兵組織「コンゴ愛国者同盟」の元指導者であり、起訴事実によると、■■■■年■■月から■■■■年■■月、15歳未満の子供を兵士として徴募し、自ら司令官を務めるUPCの武装部門「コンゴ愛国者解放戦線」に組み入れ、戦闘に参加させたとされるが、■■■■氏側は無罪を主張している。

セッションは、主に本年1月29日に始まった上記の公判手続の概況が報告され、質疑応答では、年少の証人 (元子供兵士) の保護方策と彼らに対する尋問に当たっての留意点や、被告人と弁護団の接見交通権等が話題に上った。

ICCには米国が加入していないところ、国際協調路線を掲げるオバマ政権の下、米国のICCに対する姿勢が変化するか否かは注目されており、その関係で、上記第■号事件の裁判手続がどのように進行し、適正に終局を迎えることができるのか否かについても、高い関心が集まっ

ているようである。

(イ) ファストトラック仲裁

申立てから終局まで2年以上かかることが珍しくなく、「時間が掛かり、費用が高い」と批判されることも多い商事仲裁（事実関係及び法律問題が複雑なケースを含む。）において、終局期限を決めたり、口頭陳述を制限したりすることによって迅速な解決を目指すファストトラック仲裁がテーマであった。

スピーカーも参加者も仲裁人であり、それぞれが主宰した仲裁手続においてファストトラックの方法がうまくいった事例を紹介し、その成功の要因を自己分析していた。口頭陳述を制限したらかえって書面の量が増えてしまったなどという苦労談も紹介されていたが、成功の共通要因としては、結局のところ、「当事者（特に相手方）のやる気と協力」ということであり、そのような要因を欠く場合の処方箋はまだないようである。

(2) 最高裁判所訪問（10月5日）

ア 10月5日午前9時に、スペインの最高裁判所を表敬訪問した（在スペイン日本国大使館の難波敦一等書記官と通訳が同行）。

国王が最高裁判所を訪れた際に長官が国王と面会するために使用されているという円形の部屋において、カルロス・ディーバル・ブランコ長官と懇談した。高い天井の円蓋には見事な絵が描かれており、壁には現国王カルロス1世とその祖父であるアルフォンソ13世の各肖像画が掛けられているという、宮殿の一室のような部屋であった。

ディーバル長官からは、我々を心から歓迎する旨の言葉が述べられたほか、数十年前に初めて日本を私的に訪れた際に新幹線に乗ったときのエピソードが紹介され、その快適さや時間の正確さ等から感じられたという日本人の完璧志向について、好意的に捉えている旨の話があった。

最高裁判所は、憲法裁判所が担当する憲法問題を除く法律問題に関する最上級審であり、民事、刑事、行政、社会（労働）及び軍事の5法廷で構成されている。現在、民事法廷及び刑事法廷の裁判官が各十数名、行政法廷の裁判官が30名、社会（労働）法廷の裁判官が20名、軍事法廷の裁判官が5名在籍しており、定員の90名には足りていない状況であるという。

ところで、スペインには、「司法評議会」という、裁判官の人事その他の監督を行う裁判官による一種の自治組織があり、最高裁判所長官が同評議会の議長を務めているところ、中川判事としては、そこでの人事管理の実態等に関するより突っ込んだ話を聞くことを希望していたが、上記円形の部屋での懇談は、全員が起立したままの態勢でのものであり、時間も限られていたため、スペインの司法制度の概要以上の詳細な話を聞くことはできなかった。

イ 上記懇談後、庁舎見学をした。毎年9月に国王の参列を得て開催される司法年度開始式にも使用されるという大法廷をはじめとして、刑事法廷、民事法廷等を職員の方に案内してもらった。

上記庁舎は、18世紀に修道院として建築されたものであり、外見もそれなりに歴史を感じさせるものであったが、内部については非常に凝った装飾が各所に施されており、外見から想像する以上に壮麗かつ豪華な造りであった。

(3) 在スペイン日本国大使公邸でのレセプション（10月5日）

10月5日午後8時から、マドリード郊外にある在スペイン日本国大使公邸において、同大使館及び日弁連の共催による「ジャパン・ナイト」と称するレセプションが開催され、その招待を受けて出席した。日本の弁護士だけでなく、IBA会長や世界各国（イラクをはじめとする中東各国も含む。）の弁護士も多数出席しており、総勢100名以上が立食形式で日本食を楽し

みながら懇談した。

大使館と日弁連が共催でこのような形式のイベントを行うのは初めてのことであり、日弁連の宮崎会長は、今後外国でIBA等の国際会議が行われる際には、大使館と連携してこのようなイベントを行い、日本から世界への情報発信を続けていきたい旨の希望を述べていた。

2 バルセロナ

(1) カタルーニャ州高等裁判所（バルセロナ）訪問（10月9日）

ア 10月9日、日帰りでバルセロナを訪れ、正午にカタルーニャ州高等裁判所を表敬訪問し、マリア・エウヘニア・アレグレット・ブルゲス長官と懇談した（在バルセロナ日本国総領事館の佐藤仁彦領事と通訳が同行）。なお、アレグレット長官は、スペインにおける初の女性高等裁判所長官である。

アレグレット長官との懇談内容は、次のとおりである。

- カタルーニャ州高等裁判所は民事・刑事、行政及び社会（労働）の3法廷で構成されており、民事・刑事法廷に5名、行政法廷及び社会（労働）法廷に各25名の裁判官が配置されている。

カタルーニャ州には、婚姻や相続の分野について独特の内容を規定したカタルーニャ民法があり、同法の解釈適用については、カタルーニャ州高等裁判所の民事法廷が最終判断権を有する。

刑事法廷は、カタルーニャ州内の裁判官、検察官等特別な権力を持っている者が職務上犯した犯罪に係る裁判を担当している。

行政法廷及び社会（労働）法廷には民事・刑事法廷よりも多くの裁判官が配置されており、行政法廷は年間6000～7000件程度、社会（労働）法廷は年間約1万件の新受事件を処理している。

- バルセロナには、司法評議会の支部に当たる組織があり、アレグレット長官がその代表を務めている。同組織には、カタルーニャ州内におけ

る司法行政上の比較的軽微な問題や、補欠裁判官の推薦等を取り扱う権限が与えられているが、そこでされた決定に対しては、マドリードの本部に異議申立てをすることが可能である。

○ 裁判官一般について、日本のような転勤制度はない。上級の裁判官に昇進するときに勤務地が変わることがあるが、それ以外に転勤を義務付けられることはない。これは、裁判官の独立を維持するためである。そのため、勤務地に関する各裁判官の希望が集中する結果、裁判官の数が足りない裁判所も出てくる。カタルーニャ州がその一例であり、いったん裁判官を同州内の裁判所に配置しても、任期経過後には同地を離れてしまう者が少なくない。他方、同州出身の裁判官を中心に、同州内の裁判所だけで何十年も勤務し続けている者もいる。なお、スペインの総人口約4500万人に対し、裁判官の数は約4500人である。

○ スペインの刑事裁判には陪審があり、県管区裁判所で実施されているが、あまり利用されておらず、件数も減少傾向にある。対象となる犯罪類型は、殺人、放火、公金横領等に限定されている。県管区裁判所の裁判官1名に対し、陪審員は9名である。陪審による審理を行うか否かについて、被告人に選択権はない。

イ 上記懇談後、職員の方の案内で庁舎見学をした。庁舎は1908年に建築された歴史ある建物である。昨年築100周年を迎えたことを契機として、庁舎の各所で改修工事を行っていた。マドリードの最高裁判所同様、豪華な建物であった。

(2) 在バルセロナ日本国総領事らによるブリーフィング

前記(1)の表敬訪問の後、ブリーフィングがあり、在バルセロナ日本国総領事館の長崎輝章総領事及び佐藤領事からカタルーニャ州の諸情勢について説明を受けた。マドリードを中心とする中央政府に対する独立意識が強く、独自の言語も根強く残るカタルーニャ州について、様々な興味深い話を伺うこ

とができた ([REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED])。

第2 ポルトガル（10月10日から同月13日まで）

1 最高裁判所訪問（10月12日）

- (1) 10月12日午後5時に最高裁判所を表敬訪問し、ノローニャ・ナシメント長官と懇談した（在ポルトガル日本大使館の三輪昭特命全権大使と通訳同行）。

ナシメント長官の懇談内容は次のとおりである。

- ポルトガルの裁判官の総数は約2000人であり、そのうち最高裁判所の裁判官が60人、高等裁判所の裁判官が350～400人程度である。最高裁判所は、憲法裁判所が担当する憲法問題を除く法律問題に関する最上級審であるが、現在、最高裁判所と高等裁判所の役割分担を見直し、最高裁判所が法解釈の統一により力を入れられるようにする方向での制度改革が進行中であり、最高裁判所の裁判官の数は将来的には減るものと思われる。
- 2006年に表敬訪問を受けて懇談した津野修最高裁判所判事に対し、民事訴訟、刑事訴訟等をすべて併せて年間約2500件前後の新受事件数があるという話をしたが、現在の新受事件数は3000～3500件程度であり、少し前には4000件を超えた年もあった。
- ポルトガルでは、刑事裁判において参審制度を採用している。参審制度は、共和制になった20世紀初頭に導入されたものであり、1930年に一度廃止されたが1975年に復活し、現在に至っている。参審の構成は、以前は参審員8人及び裁判官3人の計11人であったが、現在は参審員4人及び裁判官3人である。参審による裁判は、被害者、被告人又は検察官

のいずれかがそれを求めれば実施されることになっている（その意味で、被告人の一存で参審による審理を拒むことはできない。）が、あまり活発に利用されてはいない。マスコミが裁判の内容に関して裁判官を非難する報道をすることは少なくない中、参審の利用頻度が低いのは、それだけ裁判官に対する信頼が高いからなのではないかと考えている。

- 長官は、裁判官の人事管理を行う最高司法評議会の議長でもある。最高司法評議会の構成は、半数が裁判官、残りの半数が弁護士や大学教授などである。

ポルトガルの裁判官は、任官してしばらくは様々な分野の比較的軽い事件を扱い、全般的な経験を積んだ後、キャリアを重ねていくのに沿って、次第に自分の専門分野を持つようになっていく。最高司法評議会は、各裁判官について、勤務状態等を勘案し、その配置や役職を決めている。裁判官がその勤務する裁判所を変える際などには、転居を伴うこともある（注：もともと、日本の裁判官の転勤制度に相当するような仕組みはないようである。）。

- (2) 上記懇談後、ナシメント長官自らの案内で大法廷等を見学した。

2 在ポルトガル日本国特命全権大使によるブリーフィング

前記1の表敬訪問の後、在ポルトガル日本国大使公邸において、ブリーフィングがあり、同訪問にも同行していただいた三輪大使から、ポルトガルの諸情勢について説明を受けた（同大使館の新井辰夫公使と酒井香央里専門調査員が同席）。

三輪大使からは、日本との付き合いは古く、歴史の勉強では登場するものの、その現在の姿についてはあまり馴染みがないポルトガルという国の実情や、大使としての苦労談など、大変率直な語り口でお話を頂き、とても有意義な会合であった。なお、平成22年（2010年）は日葡修好150周年という記念すべき年であり、両国の友好関係の発展のため、様々な事業を企画していると

のことである。

第3 終わりに

今回のスペイン及びポルトガルへの出張は、私にとっては両国とも初めて訪れる国であったことに加え、国際会議への出席、最高裁判所訪問、そして大使館関係の行事等、どれを取っても初めてとなる（そして、その多くについては最後となると思われる）、大変貴重な経験でした。

このような充実した12日間を過ごさせていただいた上、このたび無事に帰国することができたのは、秘書課の皆様並びに在スペイン大使館、在バルセロナ総領事館及び在ポルトガル大使館の皆様が、万全の御準備と御手配をしてくださったおかげであると思います。心より御礼申し上げます。

以 上